九　次に掲げる規定　平成三十三年一月一日
イ　第一条中所得税法第二百二十八条の四第一項の改正規定及び附則第十八条の規定
ロ　第四条中相続税法第五十九条第五項の改正規定及び附則第四十三条第四項の規定
ハ　第十五条中租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の改正規定（「が千」を「が百」に改める部分に限る。）及び附則第八十五条の規定
ニ　第十六条の規定及び附則第百二十二条の規定
十　次に掲げる規定　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日
イ　第一条中所得税法第五十八条第一項第一号の改正規定及び附則第七条の規定
ロ　第二条中法人税法第五十条第一項第一号の改正規定及び附則第二十四条の規定
ハ　第十五条中租税特別措置法第七十条の四第一項第一号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定及び同法第七十条の六第一項第一号の改正規定並びに附則第百十八条第六項、第八項、第十一項及び第十四項の規定
ニ　第二十条の規定及び附則第百二十七条の規定
ホ　第二十一条の規定及び附則第百二十八条の規定
十一　第一条中所得税法第二百三条の六の改正規定及び附則第十七条の規定　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日
十二　次に掲げる規定　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
イ　第一条中所得税法別表第一の改正規定
ロ　第二条中法人税法別表第一の改正規定
ハ　第五条中消費税法別表第三第一号の表地方住宅供給公社の項の次に次のように加える改正規定
ニ　第十条中印紙税法別表第二の改正規定
十三　次に掲げる規定　産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日
イ　第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定（「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める部分に限る。）
ロ　第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第七節　景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十六）」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の二第一項の改正規定、同法第十条の五の三第一項の改正規定、同法第三十七条の十三の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十二の三第一項の改正規定、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定、同法第五十五条の二の改正規定、同法第三章第六節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定、同法第六十八条の四十三の二の改正規定、同章第二十節の改正規定、同法第八十条第一項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第百十九条の規定
十四　次に掲げる規定　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　号）の施行の日
イ　第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定（「第十七号並びに第十八号」を「第十八号並びに第十九号（業務の範囲）に、「（業務の範囲）に掲げる業務」を「の業務」に改める部分に限る。）
ロ　第十五条中租税特別措置法第十条の五の四の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第十一号の改正規定、同号を同項第十二号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十三号の二に係る部分に限る。）、同法第十九条第一号の改正規定、同法第四十二条の四第八項第二号イの改正規定（「並びに第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十二の六第二項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の五の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十五号の改正規定、同号を同項第十六号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十七号の二に係る部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定、同法第五十三条第一項第二号の改正規定、同法第六十八条の九第八項第二号イの改正規定（「並びに第六十八条の十五の六」を「、第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の七第二項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の七第一項第十五号の改正規定、同号を同項第十六号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十七号の二に係る部分に限る。）、同条を同法第六十八条の十五の八とする改正規定、同法第六十八条の十五の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定及び同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定並びに附則第百九条第二項の規定
ハ　第十八条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第十二項の改正規定（「第四十二条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の六第二項」を加える部分に限る。）、同法第十七条の四第一項の改正規定、同法第二十五条の二第十三項の改正規定（「並びに第六十八条の十五の七」を「、第六十八条の十五の七第二項並びに第六十八条の十五の八」に改める部分に限る。）及び同法第二十五条の四第一項の改正規定
十五　第十五条中租税特別措置法第十条の四の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十条の五の見出しの改正規定、同条第三項の改正規定（「計算した金額（　の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加える部分に限る。）、同条第七号の改正規定、同法第十二条の十二の見出しの改正規定、同条第三項の改正規定（「計算した金額（　の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項第七号の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定、同法第六十五条の七第十四項の改正規定、同法第六十八条の十五の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第六十八条の十五の二の見出しの改正規定（「連結子法人（認定事業者であるものに限る」の下に「。以下この項においてそれぞれ「認定連結親法人」及び「認定連結子法人」という。）を加え、（）の合計を乗じて計算した金額」を「以下この項において「連結内地方事業所特別基準雇用者数」という。）の合計を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに